

2. 自己資本の充実度に関する事項

(1) 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで、内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を保っているものと一定の評価をしております。なお、将来の自己資本の充実策については、業務から得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

(2) 信用リスクに対する所要自己資本の額

信用リスク（ポートフォリオ毎）及びオペレーショナル・リスクの
所要自己資本の額

(単位：百万円)

項 目	平成19年3月期		平成20年3月期	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスクアセット・所要自己資本の額合計	29,593	1,183	29,863	1,194
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	29,443	1,177	29,713	1,188
(i) ソブリン向け	682	27	643	25
(ii) 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	6,198	247	5,828	233
(iii) 法人等向け	11,355	454	11,620	464
(iv) 中小企業等・個人向け	2,171	86	1,957	78
(v) 抵当権付住宅ローン	1,092	43	1,000	40
(vi) 不動産取得等事業向け	3,632	145	3,842	153
(vii) 三月以上延滞等	237	9	787	31
(viii) その他	4,072	162	4,033	161
② 証券化エクスポージャー	150	6	150	6
ロ. オペレーショナル・リスク	2,728	109	2,674	106
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	32,321	1,292	32,537	1,301

(注) 1. 所要自己資本の額＝リスクアセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会のことです。

4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関向および第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

5. オペレーショナルリスクは、当金庫は基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク（基礎的手法）の算定方法＞

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

6. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%